

令和6(2024)年度とちぎの農村オンライン体験イベント事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6(2024)年度とちぎの農村オンライン体験イベント事業

2 履行期間

契約の日から令和7(2025)年3月21日(金)まで

3 事業の目的

本業務は、新しい誘客プロモーション手段としてデジタル技術を活用し、海外にいなながらも県産農産物や栃木県の農村地域の魅力を体験できるオンライン体験イベントを実施することで、海外でのいちご等の県産農産物についての認知と、栃木県の農村地域への興味関心の向上を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

シンガポールの一般消費者に向け、県産農産物と栃木県の農村地域の魅力が伝わり、県産農産物の購入意欲及び栃木県への来訪意欲を高めるようなオンライン体験イベントを企画、実施すること。

(1)とちぎの農村オンライン体験イベントの内容・方法等

- ・シンガポールにおいて、オンライン交流を含む「いちご試食会」を1回実施すること。
なお、実施時期は委託者との協議の上、決定すること。
- ・イベントを開催するための会場や各種備品等の手配をすること。
- ・オンライン体験イベントで使用するシナリオ等の資料一式を作成すること。
- ・いちご試食会では、委託者が用意する動画を放映するとともに、参加者がいちごの試食を楽しめて、かつ開催中にイベントの参加者と栃木県の「観光いちご園」のスタッフがオンラインでやりとりをする時間を設けるなど、「栃木県のいちご」に対する興味・関心を惹く内容とすること。
- ・いちご試食会の開催中、参加者と「観光いちご園」のやりとりが中断することがないように、良好な通信状態を維持するための対応策を講じること。
- ・いちご試食会の運営に必要な英語を解する司会者及びスタッフを手配すること。また必要に応じて通訳を手配すること。
- ・いちご試食会に使用するいちごは栃木県産で、品種は「とちあいか」と「スカイベリー」とし、数量及び輸出事業者については、委託者との協議の上、決定すること。
- ・いちご試食会の会場については、委託者との協議の上、決定すること。
- ・いちご試食会の開催に伴う各種許可の手続きは受託者が行うこと。

(2) とちぎの農村オンライン体験イベント参加者の募集

- ・各種 SNS 等を活用し、日本の食・文化に興味・関心のあるシンガポール人をターゲットとして参加募集の広報を実施すること。なお、広報する媒体の選定理由を提案書に記載すること。
- ・参加者数は 30 人以上を目標とすること。

(3) とちぎの農村オンライン体験イベントの動画の撮影・編集

- ・イベントの様子を開始から終了まで動画により撮影すること。
- ・撮影した動画をダイジェスト版に編集すること。なお、作成した動画は、県の観光プロモーション等で使用できるものとする。

(4) その他

- ・現地で当委託業務の監督に従事する県職員 2 人分と添乗員 1 人分の渡航に係る航空機及び現地での交通手段や宿泊等の手配に係る費用を含めること。なお、旅程については委託者との協議の上、決定すること。

【留意事項】

- ① 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- ② 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③ 委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- ④ 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- ⑤ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ⑥ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ⑦ 別紙 1 「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」を参照し、可能な限り留意して実施すること。
- ⑧ 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑨ 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ⑩ 社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り委託者の要望に対応すること。

5 著作権等

- (1) 本業務に係る著作権及び使用权は、全て県に帰属するものとし、素材データもあわせて県が自由に二次利用できるものとする。
- (2) 受託者は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前にイベントの参加者及び管理者等に撮影の許可を得るものとする。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権は、全て県に移転する。
- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務により生じた著作権及び使用权、その他権利は原則として県に帰属する。

6 成果物の作成・提出

(1) 提出物

- ① 事業実施報告書 A4 カラー冊子 1部及び電子媒体 1枚
 - ② 事業効果測定書 A4 カラー冊子 1部及び電子媒体 1枚
- ※報告書等の作成にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

(2) 提出期限

令和7(2025)年3月21日(金)

7 再委託の可否

受託者は、業務の全てを再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、栃木県と協議するものとする。

8 特記事項

- (1) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 当委託業務に関する打ち合わせは、委託者が必要と認めるとき、行うものとする。

9 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要等
- (2) 企画提案内容

仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載すること。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容を記載すること。

(3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

事業の一部を再委託する場合には、再委託先の情報を記載すること（決まっていない場合は再委託予定先を記載）。

- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は委託者と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、委託者と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について委託者の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトにて、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、委託者が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を委託者に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について委託者の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 委託者が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に委託者が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、委託者へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を委託者へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや委託者が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、委託者に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 委託者が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。